

学修（技能審査の成果）による単位認定願

令和 年 月 日

桜林高等学校校長殿

年 組 番 生徒氏名

保護者氏名 ⑩

下記の技能審査の成果による単位修得について認定くださいますようお願いいたします。

(↓ 申請する学修に○印を記入する。)

検 定	主 催	級	申請	科 目	単位数
日本漢字能力検定	日本漢字能力検定協会	2		国語総合	2
		準2		国語総合	1
実用英語技能検定	日本英語技能検定協会	2		コミュニケーション英語Ⅱ	3
		準2			2
		3		コミュニケーション英語Ⅰ	1
実用数学技能検定	日本数学検定協会	2		数学Ⅰ	2
		準2			1
提出書類	<input type="checkbox"/> 学修(技能審査の成果)による単位認定願(本用紙) <input type="checkbox"/> 学修(技能審査の成果)を証明するもの(合格証書・認定証書の写し)				

校長	副校長	教 頭	教務部長	教科主任	担 任

教務部長 ←

学修（技能審査の成果）について（「教務規定」より抜粋）

学修（技能審査の成果）による単位の認定は、卒業年次の年度末の成績会議を経て、校長が行う。

- （１）別に定める検定（審査）に合格した生徒には、所定の手続きを行うことにより一定の単位数を加える。なお、卒業に必要な単位として認定できる単位数の合計は 20 単位までとする。
- （２）学修（技能審査の成果）により単位の認定を希望する生徒は、i)所定の申請書ならびに ii)学修（技能審査の成果）を証明するものを卒業年次の年度末の成績会議までに提出しなければならない。
- （３）単位認定に当たっては、評価は行わず、単位の認定のみとする。
- （４）認定された単位数は、各教科・科目の増加単位として扱い、卒業に必要な単位数に加えることができる。